令和8年度　第２回　埼玉県少子化対策協議会議事録

日時：令和8年 10 月 20 日
10:00～11:30
方法：Teams

１　開会

２　挨拶
埼玉県福祉部 こども政策課長
本日は、令和8年度第2回埼玉県少子化対策協議会に御出席いただき、ありがとうございます。
また、日頃より、本県の少子化対策や子育て支援施策に御理解と御協力を賜り、この場をお借りして、お礼申し上げます。
さて、令和8年度も半年が経過しましたが、今回は県が実施するこども・子育て支援事業等の内容に加え、実施状況や事例紹介をさせていただきます。
特に、議題5「こどもの意見聴取について」では、県からの説明後、市町村で行っている「こどもの意見聴取の取組」について、御参加の皆様からお話しをいただく時間を設ける予定です。そのため、本日は「こどもの意見聴取の取組」の関係課の方に御出席をいただいております。皆様におかれましては、調整に御配慮いただきありがとうございました。
また、活発な意見交換とさせていただくため、各市町村の皆様におかれましては、積極的に御発言や御質問をいただければ幸いです。
本日の機会を通じて市町村の皆様と課題意識を共有し、今後の県政サービスの一層の向上に努めていきたいと考えております。皆様におかれましても、庁内での情報共有などにより、より良い施策の検討や実施の参考にしていただけますと幸いです。

３　議題
議題(1)放課後児童対策について
こども支援課 放課後児童クラブ担当主幹から説明
説明資料：資料1－1
7月14日にこども家庭庁が発表した、令和8年5月1日現在の本県の放課後児童クラブの状況の速報値について、御説明いたします。
・放課後児童クラブ　2，237 支援単位（前年度比　71 支援単位・増）
・登録児童数　87，590人（前年度比1，906人・増）
・待機児童数　　1，370人（前年度比　311人・減）
登録児童数が 1，906 人増加しているにもかかわらず、待機児童数は311人減少となっています。これも各市町村のみなさまの取組の成果であると考えています。誠にありがとうございます。
ただし、依然として待機児童数は東京都に次いで全国2位の水準であり、引き続き待機児童対策を行う必要があります。
本日の少子化対策協議会では、待機児童対策として放課後居場所緊急対策事業の活用事例を中心に説明します。

説明資料：資料1－3
1枚目、「放課後居場所緊急対策事業」のこども家庭庁の令和9年度概要要求資料を御覧ください。本県では令和6年度から実施している事業でございます。
本事業は上段「事業の目的」にあるとおり、放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず、利用できない児童、いわゆる「待機児童」の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として行われる事業です。
具体的には、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブなどに専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り活動を行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業です。
対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学

部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童です。
　職員体制は、市町村が適当と認めた者を1名以上配置することとされています。これは放課後児童支援員という指定はないので、この部分が放課後児童クラブの要件と異なるところです。
　開所日数等は原則週3日以上、かつ1日2時間以上で、実施場所は、児童館・公民館・小学校・塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用することになっています。
　実施主体は市町村で、補助率は国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 です。補助基準額は、運営費 1,211 千円、環境整備のための設備費等 500 千円です。
　今年度は3市で活用いただいています。本日はこの3市の取組を具体的に紹介しますので、ぜひ他の市町村様も活用を検討していただきたいと思います。

説明資料：資料1－2
　この資料は、先日、県ホームページのこども支援課 放課後児童クラブのページに掲載し、その旨を市町村様にメールでお知らせしました。
　ランドセルルームたかさかの御紹介です。目的等にあるとおり、放課後児童クラブの入所保留児童の居場所対策として令和 7 年度から開始し、本年で 2 年目となります。事業実施中は、放課後児童サポートスタッフによって児童の登室や降室の把握や見守りを行います。特徴的なところとして、夏休み期間中だけでなく、通年で行っていただいています。また、東松山市内ではこちらの 1 か所となっており、放課後児童クラブの待機児童対策を行うために、高坂小学校に設置されました。1 番下に市の担当者のコメントをいただいており、「高坂地区は過去の大規模の宅地開発により、市内でも特に児童数が増えている地域で、放課後児童クラブに入室できない児童が発生しているため、事業を実施することとしました。市内でこの事業を活用しているのは、初年度の令和 7 年度、令和 8 年度ともにこの 1 か所です。今年度で 2 年目となり、徐々に浸透して令和 8 年 7 月現在で 16 人が登録しています。学校敷地内の校門近くに位置しており、送り迎えもスムーズにできている」ということでした。
　次にサマープレイスところざわの御紹介です。こちらは夏休み期間中に限定したものでございます。児童館等既存施設に専門スタッフを配置し、見守りを行うという事業で、令和 7 年度から実施されています。夏季休業期間中の祝日を含む月曜日から金曜日 午前 8 時から午後 6 時までとなっており、1 施設あたりおおむね 20 人です。児童の昼食はお弁当持参で、おやつの提供があります。今年は児童館、保育園等で市内 6 か所で実施されています。市の担当者の方は、「夏休みのこどもの居場所を求める保護者のニーズに応えるために、この事業を開始しました。初年度の令和 7 年度は 3 か所、令和 8 年度は 6 か所に増やして実施しています。既存の保育園や児童館の場所を使用し、運営は市が委託した事業者が行っています。写真の所沢 SecretBase は、NPO 法人が運営する若者向けの居場所ですが、夏休みの期間中その一部分を小学生が利用することにより、異世代間の交流も生まれています。」とコメントされています。
　最後になついろキッズスペースこしがやを御紹介します。こちらも夏休みのみの事業です。市内 3 か所で行っており、実施場所は越谷市南越谷地区センター、児童館ヒマワリ、越谷コミュニティセンターで、市の施設を活用した事例です。施設によって、定員や金額が変わります。夏休みの一部の期間、給食の提供をしています。市の担当者の方は、「学童保育室の待機児童対策としてこの事業を開始しました。初年度の令和 7 年度は 2 か所、今年度は 3 か所で実施しています。既存の児童館や市のコミュニティセンターを使用して実施しています。写真の越谷コミュニティセンターは 5 階部分が利用されていない状況でしたが、この事業によりこどもの夏休みの居場所として有効活用できています。南越谷駅徒歩 5 分で立地がよく、電車を利用する保護者の評判が良いです。面積も広く、こどもたちものびのび遊べて好評です。登録児童数は令和 8 年 8 月現在 40 人で、1 日の平均利用人数は 15 人から 20 人です。」とコメントされています。
　以上がそれぞれの市で行っている取組です。放課後児童クラブとも要件が異なるため、待機児童対策としては比較的、取組を検討しやすいところかと思います。待機児童がいらっしゃる市町村もしくはこれから発生する可能性がある市町村につきましては、御検討をお願いします。

説明資料：資料1－3
　2枚目は参考でお送りしており、令和 9 年度のこども家庭庁の概算要求資料からの抜粋です。
　「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業」で、昨年度の補正予算で実施された事業ですが、新規マークが付いています。御活用を検討ください。
　また、3枚目の「小学校高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業」も、こども家庭庁で新規で用意しているものです。国 1/2、市町村 1/2 の負担割合です。高学年の待機児童が発生している市町村におかれ

ましては、御確認ください。
　御紹介したとおり、東松山市・所沢市・越谷市は、それぞれの地域の実情に合わせた取組を工夫して行っています。ぜひ参考にいただき、今後の取組の御検討をお願いします。

議題(1)に対する質問 1
　緊急対策事業を活用している児童は、待機児童に含まれるか。
回答
　御紹介した居場所緊急対策事業は、放課後児童クラブとイコールになるものではない。そのため、待機児童から、緊急対策事業に入所している児童を自動的に除くものではない。
　既に実施している市でも取扱いが異なり、市の整理による。
　具体的なことについては、個別に回答したい。

議題(1)に対する質問 2
　該当小学校区域で、公立放課後児童クラブは入所できないが、民間の学童クラブには空きがある、という場合は待機児童には当てはまるか。
回答
　いろいろなパターンが考えられるので個別回答したい。

議題(1)に対する質問 3
　放課後居場所緊急対策事業の運営費補助はどういった運用を想定した金額設定か。
回答
　こども家庭庁で設定されたもので、具体的なところは示されていない。
　既に実施されている3市でも、運営費の考え方は大きく変わる。

議題(2)保育人材確保事業について
こども支援課 保育・人材確保担当主査から説明
説明資料:資料2
　資料は、令和 8 年度における県が実施している保育人材確保事業の一覧を抜粋したものです。
　まず、令和8年度の新規事業として、「(1)保育士になる夢を後押し」で、中学生および高校生に対する夏休み保育体験事業を実施しました。
　この取組は、県内における指定保育士養成施設の入学者数が減少していることから、将来の保育人材確保のために、中学生・高校生に対し、保育の仕事の意義ややりがいを伝えることで、将来の進路選択のきっかけとするために開始したものです。
　具体的には、県内の指定保育士養成施設や保育団体と連携し、保育の魅力ややりがい、こどもとの関わり方のコツを楽しく学ぶ保育体験前の事前説明会を県内3会場で実施するとともに、夏休み期間に県内の保育所等において3日間の保育体験を行いました。
　参加者数については現在とりまとめを行っているところですが、申込者数ベースでは969人の方にお申込みをいただきました。初年度ですが、参加者数目標 1,000 人に迫る大変多くの中高生に参加していただきました。
　本事業の実施にあたり、各市町村の教育委員会を通じて各中学校に周知を行っていただいたところ、参加者の6割以上が学校からの案内がイベント参加のきっかけとなったと回答しており、学校を通じた事業周知が非常に効果的であったことがわかっています。市町村の保育担当課の皆様におかれましても、教育局と連携し、本事業の周知に御協力いただき、ありがとうございました。
　本事業は来年度も実施を検討しており、正式に実施が決まった場合には、各市町村の皆様におかれましては、引き続き教育委員会と連携した事業周知の御協力をお願いします。
　(2)から(5)につきましては、令和7年度以前から実施している事業です。
　保育士本人に確実に届く支援として、各種補助事業や貸付事業を実施しておりますが、市町村の皆様に予算化の検討をお願いしたい事業としましては、「(3)保育士確保の推進」の「新卒保育士への就職準備金」、「(4)保育士の奨学金返済支援」、「(5)保育士の宿舎借り上げ補助」でございます。
　このうち、新卒保育士への就職準備金については、令和7年度に、20万円貸付に加えて30万円貸付の貸付枠を創設するとともに、県外からの転居を伴う就職に対しては10万円を加算する制度を創設しました。令

和7年度においては、14市町村において実施されました。
　また、保育士奨学金返済支援事業と保育士宿舎借上補助事業についても徐々に実施市町村が増えており、令和7年度は、奨学金返済事業は15市町村、保育士宿舎借上補助事業は 20 市町村において実施をしていただきました。
　大変多くの市町村に事業化をしていただいているところですが、県としてはさらに実施市町村を増やすことで、保育士の処遇改善につなげていきたいと考えております。
　すでに各市町村において令和9年度の予算要求に向けた準備も進んでいることかと思いますが、これらの県事業の活用についても前向きに御検討ください。
　最後に、「(3)保育士確保推進」のうち、「保育士・保育園支援センター」の活用について説明します。
　県では、潜在保育士の再就職等の促進のため、就職に関する相談・あっせんや求人情報の提供等を行う保育士・保育園センターを、埼玉県社会福祉協議会に委託の上、運営しております。
　有料の職業紹介事業所を利用した場合の紹介料が高額であることから、相談料や紹介料が一切かからず利用ができる公的な支援センターである保育士・保育園支援センターの利用を拡大していくことが重要となります。
　各市町村の皆様におかれましては、保育所等において求人募集など採用活動を行う場合には、ぜひ保育士・保育園支援センターを御活用いただきますよう、事業所などに対して積極的な御周知をお願いします。

議題(2)に対する質問
　市内保育授業者に対しての就職説明会に、新卒保育士の就職準備金制度を活用したい。利用条件などはいかがか。
回答
　事業者と学生側の要件を説明。詳細は以下ホームページを参照。
　新卒保育士就職準備金貸付(埼玉県独自事業)｜埼玉県福祉人材センター
　また、チラシ等を活用されたい場合は、埼玉県社会福祉協議会 福祉部会議室 福祉人材センターのページに事業者向け・学生向けのチラシが掲載されている。紙のチラシが欲しい場合は、同センターにお問合せいただきたい。ぜひ、チラシを活用いただきながら、説明会を開催いただきたい。

議題(3)子育て支援パスポート事業について
こども政策課 こどもまんなか担当主幹から説明
説明資料:資料3
　まず、「パパ・ママ応援ショップ」について御説明します。
　「パパ・ママ応援ショップ」とは、18 歳に達して次の 3 月 31 日を迎えるまでのこどもや妊娠中の方がいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると、割引などのサービスが受けられる優待制度です。
　令和 4 年 12 月からは、LINE 上でカードを表示できるようになり、令和 8 年 9 月末時点で約 67 万人の方が LINE 版カードを取得しております。
　令和 6 年 3 月に実施した「パパ・ママ応援ショップ実態調査」では、協賛店舗から「協賛店になったことで、お客様から『よかった』『うれしい』といった声をいただいた」「店舗のイメージアップにつながった」「子育て家庭や子連れの来客が増えた」といった効果が挙げられていました。
　一方、同調査で、子育て家庭からは「協賛店舗を増やしてほしい」との意見・要望が2割以上寄せられました。このため、今後も協賛店舗の拡大が必要ですので、市町村の皆様には、パパ・ママ応援ショップ事業の広報を通じて、新規店舗の開拓に御協力をお願いしたいと思います。
　なお、紙カードは、原則として LINE を利用できない方のみ配布していただくようお願いしているところです。カードの配布方法などの詳細につきましては、すでにお送りしている Q&A を御確認いただき、本事業の適切な運用に引き続き御協力をお願いいたします。
　続いて、赤ちゃんの駅について御説明します。
　「赤ちゃんの駅」とは、どなたでも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。
　多様な事業者の御協力を得て、県内に広く「赤ちゃんの駅」の登録を進めており、乳幼児を持つ子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めています。
　また、出産後に小さく生まれた赤ちゃんのために、搾乳した母乳を飲ませたいと思うお母さんもいらっしゃいます。県では、そのような方が外出先でも安心して搾乳できるよう、搾乳が可能なスペースには「搾乳

もできます」といった表示を進めています。
　市町村の各施設におかれましても、搾乳可能な場所の入口に「搾乳もできます」などの表示を設置してくださいますよう、お願いいたします。
　併せて、市町村の皆様には、所管の公共施設のうち、「赤ちゃんの駅」として未登録の施設がございましたら、ぜひ登録手続きをお願いします。
　子育て支援パスポート事業への御理解と御協力を、引き続きよろしくお願いいたします。

議題(4)若者の出会い応援事業について
こども政策課 こどもまんなか担当主幹から説明
説明資料:資料4
　県では、令和 8 年度の新規事業として、「若者の出会い応援事業」を実施しています。
　この事業は、結婚したいと思いながらも相手を見つける行動をしていない若者の出会いを応援するため、インターネット広告などを活用した情報発信や出会い交流イベントを実施するものです。
　7 月末から県ホームページで、出会いへの関心を引き出すための情報や交流イベントの情報を発信しています。
　具体的には、恋愛タイプ診断や恋愛タイプ別の漫画など、若者が楽しみながら前向きに出会いや結婚について考えられるコンテンツを掲載しています。
　また、出会い交流イベントについては、第 1 回目を 9 月13日に所沢市の角川武蔵野ミュージアムで開催しました。イベント後のアンケートによると、満足度は97%、「結婚や出会いに向けて前向きな気持ちになった」と回答した方は86%にのぼり、これまでの婚活イベントよりも高い評価をいただきました。
　次回の開催は、11月 7 日に行田市、1月23日にさいたま市で予定しております。
　市町村の皆様には、若者を中心に本事業を広く周知していただくほか、令和9年度の出会い交流イベントにつきましても、今年度と同様に企画段階から関わっていただきたいと考えております。
　そのため、昨年度と同様にイベントで活用可能な各市町村の地域資源について、今年度も同様の照会を行う予定ですので、御協力をよろしくお願いいたします。

議題(5)こどもの意見聴取について【意見交換】
① こども政策課 政策推進担当主幹から説明
説明資料:資料5
p.1
- 国は「こどもまんなか社会」を実現するため、令和4年度にこども基本法を制定。
- その社会を実現するため、第 3 条が基本理念として定められている。
- 第 11 条では、地方公共団体に対して、こども施策を策定・実施・評価するときは、施策の対象となるこども又はその関係者の意見を反映するための措置が義務付けられている。
- おとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こどもを支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組は、これまでの行政にはなかった新しい課題。

p.2
- 国の「こども大綱」では、こどもまんなか社会の実現に向け、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合を 70%にすることを目標のひとつにしている。
- 県でもこの数値目標を「埼玉県こども・若者計画」の指標の一つに位置づけ、2 ページのとおり、こどもの意見を聴く取組を行っている。
- 特に「こどものこえ」・「こども会議」については、市町村の皆様に周知に御協力いただき、改めて御礼申し上げる。
- このように、県は、こどもがそれぞれにとって意見を言いやすい手法を選べるよう、意見表明の方法や場などの様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な意見を聴く機会を作っている。

p.3～4
- 特徴・概要・スケジュール・これまでのテーマは、資料のとおり。
- こどもが関係する施策というのは、こども・子育て担当課の施策に限るものではないため、全庁的に

テーマを募集し、実施している。

p.5～8

・ 特徴・概要・スケジュール・会議当日の内容・進行の工夫は、資料のとおり。
・ 「こどものこえ」と同じように「こども会議」も、テーマは庁内公募をしている。
・ 事業企画の参考としていただくため、7 ページ・8 ページで詳細なスキームを掲載している。
・ 委員が参加しやすいように、第 1 回は夏休み中、第 2 回から知事への意見発表は土曜日に設定。
・ 第 1 回には、実際にテーマを設定した担当課から、テーマについてこども達に説明をしてもらい、知識を持ってもらってから、意見交換を行う。
・ 第 1 回、第2回では 100 分～120 分の意見交換を行い、第3回は発表の練習、第4回で知事に意見発表を行った。
・ 他校の子との意見交換だけでなく、知事に発表するという機会がこども達に良い体験になっている。
・ 進行において、非常に大事なのが、こども達が意見を言いやすいような環境を整えること。
・ 行政職員ではこども達のファシリテーション対応が難しいため、放課後児童クラブや児童館などの事業を営んでおり、日頃からこどもに接している会社に会議の運営を委託。
・ テーマを設定した課の職員も会議に同席し、こどもたちに質問するなど、意見の深堀をしている。
・ 少しでも多くこどもたちの意見を施策に取り入れられるよう丁寧に対応している。

p.9～11

・ 特徴・概要・主な意見の内容・スキームは、資料のとおり。
・ こどもの意見で多いのは、学校のこと、遊び場のこと、道路などのインフラのこと。
・ いただいた意見は、こども政策課が確認し、庁内の業務上関連がある課所に送付している。
・ 意見が、市町村の業務の所管である場合には、その課所から意見の共有をさせていただく場合もある。御承知おきを。

・ このように異なる特徴を持つ手法を組み合わせることで、多様なこどもの意見を聴けると考えている。
・ 県の取組が各市町村で行われる取組の何かの参考になれば幸い。

② 意見交換

○ さいたま市 子ども・青少年政策課

・ 「子ども・若者ワークショップ」について説明。
https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/009/p121295.html
・ 子どもや若者の意見を市政に取り入れるための仕組みづくりとして、令和 7 年度から実施。
・ 小学校の高学年から大学生までを対象に、子どもや若者に身近な問題や困っていることについてグループごとに話し合うテーマを決め、意見交換やテーマに関する市の施設等の見学などを通じて、アイデアを出し合い、解決方法などを考え、市へ提言として発表いただく。
・ 令和 7 年度は、子どもたちに身近な市の施設である公園・図書館・児童センターを更に使いたくなるための楽しいアイデアについて話し合い、市に対して提言として発表いただいた。
・ 発表の際は、清水市長も同席し、子どもたちの提言に直接耳を傾けていただいた。
・ 子どもたちがまとめた提言は、令和 8 年度の予算編成に先立ち、所管課による検討を行い、その結果を可能な範囲で令和 8 年度予算へ反映するなど、市政への反映を行った。
・ 一例として、令和 7 年度に「児童センターを中学生や高校生が使いやすくなるような場所にしてほしい」という提言を受けた。児童センターの運営に対して子どもの意見を反映する仕組みである「子ども運営会議」という別の既存の会議でも検討した上で、指定管理者と協議の上、令和 8 年度に3館で中高生の利用促進のためのモデル事業を実施することとした。
・ 令和 8 年度のテーマは、令和 9 年度末に予定している「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」の制定に向けて、外部の講師を招き、子どもの権利をテーマに実施。
・ 参加者には、子どもの権利について学びながら、日々の生活の中で感じているモヤモヤについて話し合い、「モヤモヤを解消するにはどのような学校やまちになったら良いか」を考え、発表いただい

た。
・ また、ワークショップで実施するグループワークの中では、他所管で実施している「ファシリテーター養成講座」を修了した子ども・若者のうち、今回は中学生・高校生にファシリテーターとして各グループに加わっていただくなど、こどもまんなかの視点で事業運営を行っている。

さいたま市への質問
　意見聴取の対象の学校の選び方は。
回答
　学校などは限定せずに、市内に在学・在住している方に対して募集。

○ 春日部市 こども育成課
・ 令和 7 年度に新しく、こどもの意見を聞く取組を複数開始。
・ 1 点目の取組として、「ユース政策モニター」を説明。
・ 市内在住・在学・在勤の小学生以上 30 歳未満の方を対象に事前に登録いただいた方に、アンケートで設定したテーマを WEB で回答いただく。
・ 令和 7 年度は 4 回実施。
・ 2 点目の取組として、ファシリテーター養成研修を実施。
・ 講師は NPO 法人フリー・ザ・チルドレン。
・ 研修受講者は、主任になる前の若い市職員と、子育て支援団体、青少年健全育成団体の方の計 24 名。
・ 今後のこどもから意見を聴取する機会において、受講者にファシリテーターとして御協力いただくために実施したもので、今年度以降に機会があれば参画いただく。
・ 3 点目の取組として、庁内のガイドラインを策定。
・ こども・若者から意見聴取をすることに関しての意義、意見聴取・反映のプロセス、進め方などをまとめ、ガイドラインとして庁内に周知。
・ これにより、庁内各課で、さまざまな意見の聴取やそれに対するこどもにわかりやすい形でのフィードバックといった取組を進めていただいている。

春日部市への質問
　同じような事業において、年齢が上がるに連れ、参加者の応募が少なくなる課題を抱えている。年齢構成はいかがか。特別に広報している年代はあるか。
回答
　市内の大学に直接伺い、事業説明をしている。
　年齢構成は、小学生世代が一番多い。高校生世代が少なく、苦労しているところがある。大学生世代は、大学も積極に協力してくださり、集まっている。社会人には、まとめて働きかける場はないが、それでも応募をいただけている。

○ 和光市 子ども家庭支援課
・ 現在、こどもの権利条例について、令和 10 年施行に向けて準備をしている。
・ その中で、ワークショップやアンケート等を実施しており、こどもの参画や意見表明の取組や体制について説明。
・ 教育委員会等に協力いただき、アンケートは小学生から高校生の回収率が 70%を超えている。
・「子ども・子育て支援会議」に部会として「こども・若者部会」を設置している。
・ 委員は、高校生が 2 名、大学生が 1 名、30 歳未満の社会人 1 名、こどもの権利に関する学識者 1 名の計 5 名で構成。
・ 部会で、アンケートやワークショップで聴取したこどもや若者の意見を集約し、条例の前文、素案や骨子案の作成を進めている。
・ アンケート調査をした学校に対しては、回答結果を反映させた条例案をフィードバックし、改めてこどもの意見を聴取したりもしている。
・ このように応答性のあるやりとりの中で、条例の前文や骨子などを定めていきたいと考えている。

和光市への質問１

アンケートの対象校は。

回答

アンケート調査はすべての学校・学年を対象に実施。

フィードバックについては、市の「子ども・子育て支援会議」の委員となっている校長に協力いただき、その学校でモデル事業として実施した。

今後、どのように横展開できるのかは、現在、教育委員会と調整中。例えば、道徳や学活の授業の中で取り扱っていただいたり、教材等を提供し、学校で展開いただくような案がある。

和光市への質問２

フィードバック事業をしていない学校から、フィードバックの聴取の希望はあるか。

回答

書面でのフィードバックは、各学校にしている。

現在は、教育委員会に校長会等を通じて相談をしていく段階のため、そのような動きが出てくるのは今後と考えている。

議題（6）その他

地域少子化対策重点推進交付金（地域こども政策推進事業）について

こども政策課 こどもまんなか担当主幹から説明

既に市町村の皆様への周知のとおり、令和 9 年度から地域少子化対策重点推進交付金は、「地域こども政策推進事業」に統合される予定です。

県としては、こども家庭庁の示す要件に該当しない場合を除き、基本的に市町村から提出された交付申請の取り下げを求めることは想定しておりません。今後は、市町村の実施予定の事業を踏まえ、県として地域こども政策推進計画を策定する予定です。

一方、地域こども政策推進事業は、こども家庭庁の説明会動画でも示されているとおり、地域の事情や課題に対して高い効果が見込まれるかといった観点から、従来の交付金よりも厳しく精査されることが予想されます。

そのため、各市町村の皆様には、地域独自の課題を十分に分析した上で、申請していただく事業が課題解決に資するものであることを、必要性や効果と併せて説明できるよう御準備をお願いいたします。

また、家賃や引っ越し費用を補助する「結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム」については、他の子育て世帯や若者への支援と連動する場合に限定されており、段階的に事業の縮小、いずれは廃止するとされていますので、その点も御留意ください。

なお、こども家庭庁の Q&A には都道府県から市町村への上乗せ補助を想定した記載がありますが、本県では市町村への上乗せ補助は行いませんので、御了承ください。

事業実施に当たっては資料に記載のとおり、補助率 2 分の 1 として予算を御検討ください。補助率が10分の10になるのは、地域ラウンドテーブル開催に係る部分のみとなりますので、御注意ください。

来年度から、新たな補助金制度に移行し、本県の事務手続きにおいても、より慎重な審査・確認が必要となる見込みです。既に来年度の所要額について御回答をいただいておりますが、事業内容や所要額に変更が生じる場合は、お早めに御連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、例年開催しております地域少子化対策重点推進交付金に係るワーキンググループについては、今月中にいただける予定となっているこども家庭庁の質問回答を踏まえ、後日改めて御連絡いたします。

引き続き御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（6）に対する質問１

支援プログラムで実施している家賃補助について、来年度は地域こども政策推進事業に移行し継続するとのことだが、来年度の基準額、補助率や要件等の補助内容については従来の結婚新生活支援事業の内容と同様との認識でよいか。

また、段階的な縮小というのはどのような予定か（補助率、継続期間等）。

回答

地域こども政策推進事業の補助率については、資料のとおり 1/2 と 10/10 しか枠がない状況。補助

率は、ラウンドテーブルに関わるもの以外は 1/2 となっている。
　内容については、今までは、こども家庭庁で示されたプログラムに合っているかで、要件や条件などの内容が決まってきたが、今回の地域こども政策推進事業については、決まった内容が特に示されていない。資料のとおり、まずは地域の課題を分析し、それに対して事業の必要性を考えて申請していただくようになるかと思われる。
　また、こども家庭庁のＱ＆Ａによると、今年度までの地域少子化対策重点推進交付金の補助の有無についても、ただのスライドではなく、地域課題に対しての必要性などの説明が求められるとあった。
　今年度と同様に支援プログラムについて申請予定の場合、事業の実施が地域課題の解決に役立つ理由付けを考えた上での申請が必要になるのかと思われる。
　また、段階的な縮小や将来的な廃止については、こども家庭庁の資料のとおりで、今年度は何か理由がつけば支援が認められるが、段階的にはおそらく更なる縮小や最終的な廃止を目的としていると思われる。最終的なところを見据えて、申請するかどうかを御検討いただきたい。

議題(6)に対する質問２
　支援プログラムについて、他の子育て支援等との連動が求められているが、県として現時点で具体的に想定している内容はどのようなものか。
回答
　県では当該支援プログラムを使っておらず、また県と市町村で実施している子育て支援が異なるので、具体的な例は挙げられないが、こども家庭庁のＱ＆Ａでは、他の子育て支援等との連動や若者の流出対策として今までと違った形で申請いただくことが条件とあった。今までと同じ形ではなく、何か一つプラスした形で事業を検討いただき、それが地域課題の解決に役立つという説明をしていけば良いのではと考えている。

４　閉会